



県 章

# 滋賀県公報

平成 23 年 (2011 年)  
3 月 10 日  
号 外 ( 1 )  
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	9

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき執行した平成22年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月10日

滋賀県監査委員	大 井 豊
〃	平 居 新 司 郎
〃	山 田 実 雄
〃	宮 村 統 雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成23年2月25日
政策研修センター	平成23年2月25日
消費生活センター	平成23年2月25日
男女共同参画センター	平成23年2月25日
近代美術館	平成23年1月18日
湖南中部流域下水道事務所	平成23年1月31日
東北部流域下水道事務所	平成23年2月25日
森林センター	平成23年2月25日
精神保健福祉センター	平成23年2月14日
食肉衛生検査所	平成23年2月1日
動物保護管理センター	平成23年2月25日
中央子ども家庭相談センター	平成23年2月10日
彦根子ども家庭相談センター	平成23年2月25日
リハビリテーションセンター	平成23年2月9日
障害者更生相談所	平成23年2月25日
近江学園	平成23年1月21日
総合保健専門学校	平成23年2月9日
看護専門学校	平成23年2月25日
淡海学園	平成23年2月25日
計量検定所	平成23年2月7日
東北部工業技術センター	平成23年2月25日
高等技術専門学校	平成23年2月25日
家畜保健衛生所	平成23年2月1日
愛知川流域田園整備事務所	平成23年2月25日

芹谷地域振興事務所	平成23年 2 月 25 日
北川ダム建設事務所	平成23年 2 月 25 日
総合教育センター	平成23年 1 月 24 日
びわ湖フローティングスクール	平成23年 2 月 25 日
荒神山少年自然の家	平成23年 2 月 25 日
図書館	平成23年 2 月 25 日
河瀬中学校	平成23年 2 月 25 日
守山中学校	平成23年 2 月 25 日
水口東中学校	平成23年 2 月 25 日
膳所高等学校	平成23年 1 月 26 日
大津清陵高等学校	平成23年 2 月 25 日
堅田高等学校	平成23年 2 月 25 日
東大津高等学校	平成23年 1 月 26 日
北大津高等学校	平成23年 2 月 25 日
大津高等学校	平成23年 2 月 10 日
石山高等学校	平成23年 2 月 25 日
瀬田工業高等学校	平成23年 1 月 20 日
瀬田高等学校	平成23年 2 月 25 日
大津商業高等学校	平成23年 2 月 25 日
彦根東高等学校	平成23年 2 月 25 日
河瀬高等学校	平成23年 2 月 25 日
彦根西高等学校	平成23年 2 月 25 日
彦根工業高等学校	平成23年 1 月 18 日
彦根翔陽高等学校	平成23年 2 月 25 日
長浜高等学校	平成23年 2 月 25 日
長浜北高等学校	平成23年 2 月 25 日
虎姫高等学校	平成23年 1 月 28 日
伊香高等学校	平成23年 2 月 25 日
長浜農業高等学校	平成23年 2 月 4 日
長浜北星高等学校	平成23年 2 月 25 日
八幡高等学校	平成23年 2 月 25 日
八幡工業高等学校	平成23年 1 月 20 日
八幡商業高等学校	平成23年 2 月 25 日
草津東高等学校	平成23年 2 月 25 日
草津高等学校	平成23年 1 月 27 日
玉川高等学校	平成23年 2 月 25 日
湖南農業高等学校	平成23年 1 月 21 日
守山高等学校	平成23年 2 月 25 日
守山北高等学校	平成23年 2 月 7 日
栗東高等学校	平成23年 2 月 25 日
国際情報高等学校	平成23年 1 月 31 日
水口高等学校	平成23年 2 月 3 日
水口東高等学校	平成23年 2 月 25 日
甲南高等学校	平成23年 1 月 25 日
信楽高等学校	平成23年 1 月 25 日
野洲高等学校	平成23年 2 月 25 日
石部高等学校	平成23年 2 月 25 日
甲西高等学校	平成23年 2 月 25 日
高島高等学校	平成23年 2 月 25 日
安曇川高等学校	平成23年 2 月 25 日

八日市高等学校	平成23年2月25日
能登川高等学校	平成23年2月25日
八日市南高等学校	平成23年2月25日
伊吹高等学校	平成23年2月25日
米原高等学校	平成23年2月25日
日野高等学校	平成23年2月25日
愛知高等学校	平成23年2月25日
盲学校	平成23年2月8日
聾話学校	平成23年2月25日
北大津養護学校	平成23年2月25日
鳥居本養護学校	平成23年2月25日
長浜養護学校	平成23年2月4日
長浜高等養護学校	平成23年2月25日
草津養護学校	平成23年2月25日
守山養護学校	平成23年2月14日
甲南高等養護学校	平成23年1月25日
野洲養護学校	平成23年1月24日
三雲養護学校	平成23年2月25日
新旭養護学校	平成23年2月25日
八日市養護学校	平成23年2月25日
甲良養護学校	平成23年2月25日
大津警察署	平成23年2月25日
草津警察署	平成23年1月27日
守山警察署	平成23年2月25日
甲賀警察署	平成23年2月3日
近江八幡警察署	平成23年2月25日
東近江警察署	平成23年2月25日
彦根警察署	平成23年2月25日
米原警察署	平成23年2月25日
長浜警察署	平成23年2月8日
木之本警察署	平成23年1月28日
高島警察署	平成23年2月25日
大津北警察署	平成23年2月25日

(注) 平成23年2月25日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 中央子ども家庭相談センター

(7) 児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、平成22年10月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ4,844,157円増加し、39,273,506円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(4) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、345,600円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 近江学園

(7) 近江学園の利用に係る使用料等については、平成22年10月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ2,502,800円増加し、6,695,589円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(4) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され、207,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**総合保健専門学校**

授業料において、平成22年10月末日現在、252,500円の収入未済(繰越分)が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

**看護専門学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年1月から正当支給額を上回って支給され、396,400円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**図書館**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成8年2月から正当支給額を上回って支給され、380,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**膳所高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、489,600円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**大津清陵高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年10月から正当支給額を上回って支給され、184,800円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**堅田高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成7年4月から正当支給額を上回って支給され、787,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**大津高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年5月から正当支給額を上回って支給され、292,300円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**石山高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され、358,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**瀬田工業高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成11年5月から正当支給額を上回って支給され、411,200円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**河瀬高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年5月から正当支給額を上回って支給され、261,900円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**彦根西高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成4年4月から正当支給額を上回って支給され、1,487,750円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**彦根工業高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成2年4月から正当支給額を上回って支給され、1,034,400円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**彦根翔陽高等学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、118,800円

が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 長浜農業高等学校

(7) 授業料において、平成22年10月末現在、115,265円の収入未済(繰越分)が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

(4) 通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成5年1月から正当支給額を上回って支給され、1,195,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 長浜北星高等学校

扶養手当の支給において、扶養親族の所得の認定を誤ったため、正当支給額を上回って支給され、1,008,167円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 八幡工業高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、611,700円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 八幡商業高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、1,000,200円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 栗東高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成11年6月から正当支給額を上回って支給され、192,100円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 水口高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、151,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 水口東高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、384,700円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 甲南高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年7月から正当支給額を上回って支給され、157,500円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 野洲高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成9年4月から正当支給額を上回って支給され、644,100円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 高島高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され、169,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 安曇川高等学校

授業料において、平成22年11月末日現在の収入未済額(繰越分)は、前年同期に比べ168,000円増加し、205,900円となっているので、なお一層収納の促進に努められたい。

#### 八日市高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成14年4月から正当支給額を上回って支給され、502,800円が

過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 八日市南高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成13年4月から正当支給額を上回って支給され、1,104,750円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 愛知高等学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成12年9月から正当支給額を上回って支給され、460,500円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 盲学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、151,800円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 長浜養護学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成14年2月から正当支給額を上回って支給され、318,500円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 八日市養護学校

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、299,000円が過払いとなっていた事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 収入関係 (8 件)

- ・ 使用料等について収入未済の解消を求めるもの

(彦根子ども家庭相談センター、堅田高等学校、北大津高等学校、瀬田高等学校、八幡工業高等学校、信楽高等学校、石部高等学校)

- ・ 現金の保管方法に適切を欠くもの (甲良養護学校)

#### (4) 支出関係 (61件)

- ・ 支出額・支払先を誤っているもの

(森林センター、精神保健福祉センター、大津商業高等学校、八幡工業高等学校、甲南高等学校、信楽高等学校、甲西高等学校、安曇川高等学校)

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの

(消費生活センター、森林センター、食肉衛生検査所、障害者更正相談所、総合保健専門学校、東北部工業技術センター、家畜保健衛生所、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、河瀬中学校、守山中学校、東大津高等学校、彦根東高等学校、長浜高等学校、伊香高等学校、長浜北星高等学校、八幡高等学校、草津高等学校、玉川高等学校、湖南農業高等学校、守山高等学校、守山北高等学校、国際情報高等学校、水口高等学校、信楽高等学校、石部高等学校、甲西高等学校、安曇川高等学校、能登川高等学校、米原高等学校、聾話学校、長浜高等養護学校、野洲養護学校、三雲養護学校、甲良養護学校、草津警察署、彦根警察署、米原警察署、大津北警察署)

- ・ 旅費の支給を誤っているもの

(消防学校、看護専門学校、荒神山少年自然の家、大津清陵高等学校、東大津高等学校、北大津高等学校、彦根東高等学校、長浜北高等学校、湖南農業高等学校、信楽高等学校、野洲高等学校、長浜養護学校、草津養護学校、三雲養護学校)

#### (7) 契約関係 (3 件)

- ・ 契約事務が適正でないもの

(信楽高等学校、日野高等学校)

- ・ 検査・検収が適正でないもの

(瀬田工業高等学校)

(エ) 財産関係(12件)

- ・ 不用決定、処分手続きが適正でないもの

(障害者更正相談所)

- ・ 交通事故等の防止を求めたもの

(精神保健福祉センター、総合保健専門学校、高等技術専門学校、芹谷地域振興事務所、大津警察署、草津警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、彦根警察署、長浜警察署、木之本警察署)

- (3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成23年1月18日から平成23年2月25日までの間に実施した107機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 美術館の運営について(近代美術館)

近代美術館は、国内外の優れた美術作品を通して訪れる人々の心に潤いと豊かさをもたらしているが、開館以来四半世紀を経る中で、芸術文化に対する人々の選択の幅も拡がり、昔のような集客が図れない状況にある。

とはいえ、それを打開する新たな企画展に多額の予算は望めないところであり、今ある資産をいかに活用するかという観点に立って、県内民間のミュージアムや美術館、近隣の大学とのコラボ、琵琶湖文化館、陶芸の森、琵琶湖博物館などの収蔵品の展覧、またレストランの再開など、自らのハード機能をより活かす観点でソフト面の取組を重ねるとともに、割引チケットでホテル・旅館の宿泊客を美術館に繋ぐ手法の検討や、観光ルートの一拠点として売込むなど、新たな集客方を打ち出す努力をされたい。

(2) 精神科医と相談員の充実について(精神保健福祉センター)

全国の自殺者が前年比で減少したとはいえ13年連続で3万人を超え、本県では逆に前年より30人増加し356人となり、センターに寄せられるひきこもりなどの心の相談も増加している。

精神科医や相談員等がこうした様々な悩みを受け止め、適切に応えていくことが求められるため、当センターでのそうした人材の充実は重要であることから、今後、一層の体制強化について本庁所管課とともに取り組まれない。

(3) 獣医師の確保について(食肉衛生検査所、家畜保健衛生所)

獣医学系大学では女子学生が半数を大きく超え、獣医師資格を得た学生の就職先についても従来の公務員志向が薄れ、民間への就職あるいは自らの開業へとシフトしている。

このため、自治体業務においても獣医師の確保が難しくなるとともに、特に若い世代では女性獣医のウエイトが高まったことにより、産前産後休暇や育児休業に伴う補充要員の確保すら難しくなっており、人事管理に一層の工夫が求められるところである。

従来、「家畜衛生」と「公衆衛生」の二分野に区分した人事管理がなされているが、若いうちに双方を経験させ、スムーズに人事交流が図れるような体制づくりがかなうよう、獣医業務の前線機関として、その面からの課題整理に取り組まれない。

(4) 児童虐待の取組みについて(中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター)

県内の子どもの虐待相談の件数が5年連続で増加し、両センターでは市町からの連絡を受け、一時保護や専門的ケアに当たっているが、職員体制や施設の面での過大な負担がもはや限界に来ており、フル回転しても追いつかない実情にあると聞く。

平成22年度の相談件数は3千件を突破するとも言われており、とどまることを知らない児童虐待を巡る課題について、当座の対応と合わせて、センター自らの体制、県市の福祉事務所や民生委員・児童委員が果たしている役割、市町の人材育成の進み具合など、虐待問題を担う前線機関の目から見ての現状をつかんだ上で、今後の取組方策について本庁所管課とともに長期的視点に立っての検討を図られたい。

また、一時保護や相談等に当たる非常勤職員の業務執行やサービスの管理に怠りがないよう取り組まれない。

## (5) 退院後の在宅ケアの体制充実について（リハビリテーションセンター）

センターでは、家庭や住み慣れた地域社会で共に生活し活動できるようリハビリテーションの体制整備や介護予防への支援などに取り組んでいるが、医療リハビリにより回復した機能を、退院後いかにして維持あるいは向上していくかはその後の生活を左右する課題であり、リハビリの継続した提供が何より望まれる。

センターの総合的、専門機能をさらに発揮し、退院後の在宅での回復期・維持期を支えるため、地元医療機関でのリハビリや介護サービスによる訪問リハビリの提供など、人それぞれに見合った、きめ細やかな地域ケア体制の充実に取り組まれない。

## (6) 年長者対策について（近江学園）

近江学園は、児童福祉法に基づく知的障害児施設であるが、現在94名の在園者のうち19名が年齢超過であり、最高齢は既に35歳に達している。

障害が重いことや家庭の事情等により地域移行が進まず、滞留化している状況にあるが、そのことが幼児や児童の入園をしづらくしており、施設本来の姿ではないと考えられることから、今後、どのような方策が考えられるのか本庁所管課と協議を進められたい。

## (7) 英語教育の充実について（総合教育センター）

日本の学校では読み書き中心の英語教育が続いてきたが、そろそろ「聞く、話す英語教育」へと大きく舵を取り直す時期であり、高校段階での外国語教育の進め方について全国に先がけた方向を打ち出すべく、本庁所管課と連携して検討を進められたい。

併せて、英語教員の会話力を磨く研修を強化されたい。

## (8) 高校教育の充実について（各県立高等学校）

各県立高校では、それぞれの経営目標に向かって特色ある学校づくりを進めているが、滋賀の未来を担う人材を育てるという大きな意義を踏まえ、次の点について検討し、出来ることから順次取り組まれない。

## ア スクールカウンセリングの充実について

毎日の生活や学習の中で、自らの生き方や人間関係などに悩みを抱える生徒がいれば、教育としての丁寧なフォローが必ず求められるものであり、スクールカウンセラーの制度はそうした生徒を支える大きな柱である。

にもかかわらず、カウンセラーの関係予算が年々削られた結果、必要な経費の一部が保護者会費などの会計から賄われているところがあるので、経費が不足する学校においては、現在の相談体制とカウンセリングの成果を検証した上で、体制の強化や支援の充実について、本庁所管課と協議されたい。

## イ 授業改善について

ある高校では、「わかりやすい授業」を実現するため、「校長・教頭による授業参観」、「全教員で公開授業」、「生徒へのアンケート調査」を実施するなど、教員が一丸となって生徒の理解度の向上につながる取組を行ったり、高大連携により大学の学びを経験して勉学意欲を向上させることや、リスニング強化による英語力アップに励むなど前向きな工夫で成果を上げている。

こうしたベストプラクティスな各校の取組事例を情報共有するための定期的な場をつくり、県立高校全体のレベルアップに繋がるよう取り組まれない。

## ウ 空き教室等の利用について

高校の入学定員がピーク時に比べて大きく減少して学級数が減ったため、閉め切ったままの教室や、故障して使わない実習機器が置かれた特別教室など、空き教室が目立つ学校がある。

県有財産の管理の姿として適切を欠く事態であり、それらの空き教室を今後どう活かしていくのか、まずは該当する学校自らが利用方針を考え、本庁所管課と協議の上、具体の利用計画を立てられたい。

## エ 外国語教育の充実について

ますますグローバル化する社会の中で、様々な局面で「英語」を話せる力が求められ、県内でも「社内会議は英語」という会社が出てきた。

日本の学校では読み書き中心の英語教育が続いてきたが、そろそろ「聞く、話す英語教育」へと大きく舵を取り直す時期であり、さらに英語プラス1（中国語や韓国語）の授業の検討もいざれ求められるものとする。

その観点から、高校段階での外国語教育の進め方について改めて校内で議論し、各校の実情に合わせて実効が上がるよう努められたい。

## オ 学校図書館の運営について



各高校の学校図書館は、授業での利用や調べ学習、いわゆる朝読などの読書活動、また個々の生徒が好みの本を借りるといった形で利用されているが、学校ごとの利用状況を見るとその度合いに大きな差がある。

1人当たりの貸出冊数の少ない高校は年2冊、最も多い学校でも年20冊であって、各学校では「図書館便り」の発行や読書週間の設定などにより利用向上を期しているが、少々工夫ではなかなか打開できない状況にある。

これまでの学校司書に加え司書教諭が配置されたが、教育における読書の重要性に鑑み、生徒の読書を支える図書館運営を単に両者だけに任せるのではなく、学校運営上の課題と捉え、全教員が読書の意義を生徒の心に届かせるよう、教科指導や生徒指導などの場面での取組を進めることにより成果を出されたい。

#### カ 学科の構成について

毎年度、各高校の学科ごとの入学定員が設定されるが、その志望状況を見ると毎回のよう志望者数が定員に満たない学科が見受けられる。

そこには様々な事情が想定されるものの、少なくとも慢性的に続くことがあってはならず、該当校においてはその要因を正確に分析した上で、本庁所管課と協議し適切な対応を図られたい。

#### (9) 盲導犬の利用体験について(盲学校)

盲学校では、県内唯一の視覚障害教育を行う学校として、幼児教育から小・中・高等部、さらに専攻科での職業教育にも取り組み、「あん摩マッサージ指圧師」などの国家試験に100%合格の実績を上げている。

学ぶにせよ働くにせよ、視覚障害者にとって、盲導犬は本人を助けて行動範囲を広げるかけがえのない介添えであることから、盲学校へ入学してできるだけ早い段階で子どもたちが盲導犬を生身で体感できるような体験活動を教育の中に取り入れられたい。

#### (10) 児童生徒増への対応について(各養護学校)

近年、知的障害と肢体不自由併置の養護学校で児童生徒の急増による教室不足が深刻化しており、既に草津養護学校および三雲養護学校では増築が行われ、野洲養護学校では平成23年度に増築工事が予定され、さらに長浜養護学校が次に控えている。

特別教室の転用や校庭でのリース教室増設など、場当たりの対応だけではなく、中長期の展望のもとに障害児教育の環境整備を進める観点から各養護学校自らのプランを持ち、本庁所管課と協議して今後の対応を図られたい。

また、厳しい経済環境のなか、これまで卒業生の進路先であった企業や共同作業所等への就労が難しくなっているが、地元企業や団体、関係市町などの理解を得て、一つ一つ実績を重ねられたい。

#### (11) 安全で安心なまちづくりについて(各警察署)

安全で安心なまちづくりのため、警察組織をあげて日夜取り組んでいただいているが、平成22年、本県の犯罪認知件数が8年ぶりに前年を上回り、また、交通事故発生件数、死者数、負傷者数ともに同じく前年を上回るという残念な事態となった。

経済不況、都市化による人口増、新たな手口の犯罪発生など、警察活動の困難さは増すばかりであるが、各警察署においては、犯罪の未然防止、きめ細かな捜査、交通安全指導など、地道な取組を息長く重ねることにより、さらに県民からの信頼に応えられたい。

また、「まちの常夜灯」事業は地域の力に自治体や警察が支援する防犯活動として推奨すべき取組であり、内容を充実させて全県に拡大するよう望むものである。

#### 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年3月10日

滋賀県監査委員	大	井	豊
〃	平	居	新 司 郎
〃	山	田	実
〃	宮	村	統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	甲賀環境・総合事務所
監査執行年月日	平成22年6月16日
監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の結果	<p>職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて1,302,625円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>職員の交通安全・事故防止については、以前から、事故発生状況や危険箇所の周知など交通安全情報の提供に努めてきたが、今回の事故を契機に、交通安全研修会を実施するとともに、総務課月例会議においても、公用車による交通事故の防止をテーマに3回研修を行ったほか、公用車に安全運転を喚起するステッカーを貼るなど、事故防止についての意識の徹底を図った。</p> <p>また、全庁職員を対象とした交通安全講習会を積極的に受講するとともに、講習内容の伝達により職員の交通安全意識の一層の向上に努めた。</p> <p>引き続き、安全運転について職員の注意を喚起し、交通事故の防止と車両の適正な管理に努める。</p>

監査執行対象機関名	高島環境・総合事務所
監査執行年月日	平成22年5月24日
監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の結果	<p>通勤手当の支給において、認定誤りにより昭和59年5月から正当額を上回って支給され、641,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>認定誤りによる過払いがあった4名については、指摘後速やかに聞き取りを行い再測定後の通勤距離による通勤届を提出させ、改めて認定するとともに過払いとなった641,500円のうち5年間に遡り243,900円の戻入措置を行い、平成22年8月26日に完納した。</p> <p>また、他の職員についても交通用具使用距離の再計測を求め確認を行ったところ、通勤距離に修正のあった職員については通勤届の再提出を求め、過払いのあった2名については、戻入措置を行った。</p> <p>なお、今後の通勤手当の認定の際にはインターネットの経路検索ソフトを利用する等の方法により通勤経路および最短距離を確認し、適正な認定事務に努めるとともに、通勤経路に変更が生じた場合は速やかに届出を行うよう周知を図り、認定誤りのないように努める。</p>

監査執行対象機関名	南部県税事務所
監査執行年月日	平成22年5月21日・7月9日
監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の結果	<p>(1) 県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成22年5月末日現在の収入未済額(法定徴収猶予分を除く)は、前年同期に比べ120,065千円増加し、1,112,719千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 職員の不注意により、物品(石油製品自動蒸留試験装置)が損傷し、568,575円が支払われているので、今後は物品の適切な管理に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 平成22年5月末日現在の収入未済額1,112,719千円については、その縮減に努めた結果、平成23年1月末日現在で916,798千円となった。</p> <p>滞納事案について早期に滞納者の財産調査を行うなど実態把握に努め、「徴収するか、差押えるか、停止するか」の徴収スタンスを明確にして迅速な滞納整理に取り組むこととし、預貯金、給与、生命保険などの債権の差押えや不動産の公売により収入未済の圧縮に努めている。</p> <p>収入未済額の約4分の3を占める個人県民税については、市町が住民税として賦課徴収を行うものであるが、地方税法第48条の適用により県税事務所が市から滞納案件を引き受け、また県職員を市に派遣して滞納整理を行い、市税の収納促進と徴収技術の向上の取組を行っている。</p>

- (2) 破損事故原因の分析と再発防止のための対策等を検討し、事故発生後速やかに装置操作研修を開催し、作業マニュアルの遵守による安全操作の徹底を図った。  
作業マニュアルを装置横に掲示し、操作前に再確認を行い分析を開始するようにした。  
今後とも常に安全操作を意識し、破損事故防止の徹底を図るとともに試験装置の適切な管理に努める。

監査執行対象機関名	自動車税事務所
監査執行年月日	平成22年6月7日・7月9日
監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の結果	自動車税の還付において、所定の事務処理手続きを怠ったため、142件、2,157,700円の還付漏れがあり、還付加算金80,100円を支出している事例が認められたので、今後は適正な事務処理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	今後このようなことが発生しないよう所内でのチェック体制を強化した。 具体的には、還付対象者リストの中にエラーメッセージが表示された場合は還付対象者が漏れていないかを2人体制で確認し、正当な還付額を電算入力することとした。 またその後、課税課長が還付対象者リストに基づき、内容の再確認を行うことをマニュアル化し徹底を図った。

監査執行対象機関名	甲賀健康福祉事務所
監査執行年月日	平成22年6月16日・7月9日
監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の結果	生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成22年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ548,861円増加し、1,498,361円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成22年4月末日現在の収入未済額1,498,361円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、62,391円を収納できた。 残る未済額1,435,970円(平成23年1月末現在)についても、債務者への面談を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。 また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態(収入)の把握と自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。

監査執行対象機関名	大津土木事務所
監査執行年月日	平成22年6月21日
監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の結果	通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、133,200円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	本人の実測による再調査の結果、認定距離が誤っていたことが判明したため、過払額133,200円のうち平成22年5月分から5年遡及して108,000円を8月11日に戻入した。 また、他の交通用具使用者についても通勤距離の再計測を求め確認したところ、1名の職員に距離の修正はあったが手当額には誤りはなかった。 今後は、人事異動による転入者については、通勤手当額の変更のない職員も含めて調査を行い、地図ソフトを参考に認定距離に誤りがないことを確認する。また、変更等が生じたときは速やかに届けるよう職員に周知し、認定誤りのないよう努める。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局教育総務課
-----------	---------------

監査執行年月日	平成22年7月27日
監査結果報告年月日	平成22年11月26日
監査の結果	<p>通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成17年4月から正当支給額を上回って支給され、220,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>通勤手当の認定において、本人からの通勤に係る自転車使用距離の届けに基づき、認定距離を2.0kmとして認定し、6か月ごとの通勤方法の確認時にも本人からの申告に基づき認定を継続し、その結果、平成17年4月から平成22年6月までの間に220,500円の過払いが生じた。</p> <p>本人からの実測により再計測した自転車使用距離の届けに基づき、インターネットの地図ソフトを用いて確認し、再認定するとともに、過払いとなっていた支給額のうち平成17年7月からの5年間分210,000円について戻入の措置を行い、平成22年8月9日に完納した。</p> <p>また、他の交通用具使用者について通勤距離の再計測を求め確認した結果、修正のある職員はいなかった。</p> <p>今後は通勤手当の認定および6か月ごとの確認を厳格に行うとともに、変更等が生じる場合は速やかに届け出るよう職員に周知し、認定誤りのないよう努める。</p>

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の意見	<p>(1) 市町合併に伴う県の役割について</p> <p>県内の市町合併がほぼ一段落する状況に合わせ、県行政が果たすべき役割の変化も捉えながら、これまでの地域振興局という総合事務所方式を、平成21年度からは単独方式による専門事務所化へと大きな転換が図られたところである。</p> <p>各環境・総合事務所においては、管内に1市あるいは2市、あるいは2市2町、1市4町など、それぞれの管内事情はあるものの、いずれの事務所においても合併後の姿を踏まえた上で、県行政が担うべき役割を的確に果たしていくことが求められている。</p> <p>もとより各市町は基礎自治体として地域の行政の中心的役割を担い、県は、広域的課題や専門性を要する分野への行政責任を果たすべきものであり、そうした原点に立って県と市町の二重行政に陥ることなく、新たな県の役割が地域住民に見える形で示せるよう、「総合事務所」としての機能を発揮されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(各環境・総合事務所)</p> <p>これまで、環境・総合事務所では総務事務、県民生活や商工労働等に関する事務および防災危機管理事務を合わせた総務、防災・危機管理部門と河川の水質管理や廃棄物処理など環境部門の2つの部門を所管する単独事務所として個々の行政サービスの提供に努めている。さらに、環境・総合事務所が行う県行政の総合調整に関する規程に基づき、所管区域内の県行政にかかる総合的な実施、円滑な処理を促進するため地域調整会議や課題別調整会議などを設置し、事務所間調整など横断的な総合調整に努めてきている。</p> <p>こうした中で昨年度末から①総合調整機能、②地域振興にかかる業務、③防災、危機管理体制、④県民生活、商工労働等に関する業務の4つの視点で環境・総合事務所の運営状況について検証を進めている。特に総合調整機能の発揮については、監査結果の意見も踏まえながら、管内における県行政および地域課題に係る総合調整をより効果的、円滑に行えるよう地域調整会議・課題別調整会議を充実強化するために改善を図っていきたいと考えている。</p>

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の意見	<p>(2) 地域振興に向けた取組について</p> <p>平成22年7月、竜王地先に大型商業施設がオープンし、京阪神のみならず北陸や中京圏からも大きな集客が見込まれているところである。近隣の環境・総合事務所においては、これを滋賀の観光や特産品の振興を図る絶好の機会と捉え、農業農村振興事務所などとともに市町、関係団体との連携を図りながら地域振興の推進につなげるための取組を進められたい。</p>

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（東近江環境・総合事務所）

東近江地域における観光振興については、従前より管内の 2 市 2 町独自の取り組みと併せて、各市町、東近江行政組合および東近江環境・総合事務所を構成員とする東近江観光振興協議会を組織し、東近江地域の魅力をアピールできるよう、広域で取り組む事業等を企画、展開している。

たとえば、管内全域の観光地を対象とする「スタンプラリー事業」や京阪神・中京圏の旅行代理店を招待し、観光地を視察してもらい、当地域への団体旅行の企画を誘引する「エージェントツアー」等を実施してきた。

竜王町にオープンした大型商業施設は、年間約 400 万人の来客が見込まれており、観光振興協議会としても、地域の観光振興や農産物等の販売促進に繋げることが大きな課題であると認識している。

そこで、平成 22 年度の事業では、当該施設をスタンプポイントに追加するとともに、スタンプを押印するリーフレットの設置もお願いしている。エージェントツアーにおいては、当該施設と管内観光施設を含めたパッケージツアーの企画を依頼している。併せて、当該施設において、東近江地域の魅力を発信するための誘客キャンペーン事業を実施するとともに、来場者の客層等を把握するためアンケートを実施している。

また、当該施設では、東近江農業農村振興事務所の指導の下、竜王町の地元農家が栽培した新鮮な野菜や果物を販売する「竜王まるしぇ」が、毎月 2 回開催されている。

今後も、アンケートの分析結果等から得られる来場者のニーズ等も踏まえ、当該施設から管内市町へと人の流れをつくれるよう、広域観光の視点で、当該施設をはじめ、市町や各種団体等と連携、協力しながら、観光振興を図る取り組みを展開していきたいと考えている。

（南部環境・総合事務所）

当事務所では、甲賀環境・総合事務所とともに南びわ湖観光推進協議会（平成 21 年 7 月 13 日発足）に参画し、南びわ湖地域（大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市および湖南市）の観光情報の発信など、当協議会に参画している市等と連携を図りながら、広域観光振興に取り組んでいる。

こうした中で、竜王地先に大型商業施設がオープンしたことから、観光情報発信の好機と捉え、当該商業施設に協力をいただいて、当協議会作成の広域観光マップを配置したところである。

今後は、より効果的に南びわ湖地域の観光情報を発信するため、観光キャンペーンの実施など当該商業施設の活用について、市や関係機関とともに、さらに検討・調整を進めていく予定である。

（甲賀環境・総合事務所）

当事務所では、南部環境・総合事務所とともに南びわ湖観光推進協議会（平成 21 年 7 月 13 日発足）に参画し、南びわ湖地域（大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市および湖南市）の観光情報の発信など、当協議会に参画している市等と連携を図りながら、広域観光振興に取り組んでいる。

こうした中で、竜王地先に大型商業施設がオープンしたことから、観光情報発信の好機と捉え、当該商業施設に協力をいただき、当協議会作成の広域観光マップを配置したところである。

今後は、より効果的に南びわ湖地域の観光情報を発信するため、観光キャンペーンの実施など当該商業施設の活用について、市や関係機関とともに、さらに検討・調整を進めていく予定である。

監査結果報告年月日	平成 22 年 8 月 5 日
-----------	-----------------

監 査 の 意 見

(3) 未利用財産の有効活用について

甲賀合同庁舎における余剰スペースについては、財源確保などの観点から、その有効活用を事務所の課題と捉えて検討をされているが、昨年度の監査時から一年間という日数を経ても未だに具体策を打ち出すことができていない。周辺の相場に比べ賃料が高いということや、貸付期間が短いということなど、県の貸付条件が厳しいという背景があるにしても、市場原理にあった条件整備なども含めて、今少しスピード感を持ってさらなる努力を傾注されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（甲賀環境・総合事務所）

余剰スペースをはじめ甲賀合同庁舎の有効活用を図るため、プロジェクトチーム（PT）を立ち上げ、庁舎活用の具体化に向けて検討を行うなどの取り組みを進めた。

同 PT の提言も踏まえ、未利用の状況にある事務室等の活用に向けて、管内公共の団体を対象に説明や紹介を行い、需要の把握や利用の働きかけに努めてきた。

今後、これらの取り組みをもとに、公共的団体を対象とした貸付に向けた手続きを進めることとしている。  
また、庁舎玄関ホールについて、防災意識の高揚のため耐震シェルターや防災ベッドを展示するなど、有効活用にも努めている。

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の意見	<p>(4) 経費の適正な執行について</p> <p>公用車の故障に伴う修理において、故障原因の究明と責任分担について、業者側との話し合いが十分に行われないうちに、早々と修理費の相当部分について県側が負担していたという事例が見受けられた。</p> <p>本来、自動車が故障した場合は、その原因が使用者側の責任であるのか、あるいはメーカー側の責任であるのか、徹底的な究明がなされた上で、それぞれの責任割合が決定され、その割合に応じて所要経費が負担されるべきものであるが、今回の事例はそうした手続きが十分なものではなく、今後、経費を執行するに当たって、かかることのないよう留意されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(湖東環境・総合事務所)</p> <p>当該公用車は、名神高速道路運行中に突然走行不能となったため、急遽最寄りインターチェンジ付近の県指定整備工場に修理を依頼したものです。当初は、故障原因がハイブリッドシステムの不具合によるものであると考えられ、メーカー負担による無償修理を行ったところですが、</p> <p>しかしながら、修理後においても作動しないため詳細に分解調査を行ったところ、エンジンに直結するクラクシャフトの破損が判明したものであります。故障に至った因果関係や修理費の経費負担等について、メーカーと協議したところ保証期間が満了しており、これ以上無償対応はできないとの回答であったため、公費負担で修理したものです。</p> <p>今後、こうした修理の執行に際しては、メーカーと県との責任負担割合について十分交渉するとともに、県の関係機関とも協議を行い経費の適正な執行に努めていくこととします。</p>

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の意見	<p>(5) 森林組合への指導について</p> <p>採算性の悪化や森林所有者の山離れ等により、林業は大変厳しい状況にあるが、県土の半分を占める森林資源の活用は滋賀の将来に関わる大きな課題である。</p> <p>戦後植栽されたスギ・ヒノキの人工林の多くは利用可能になりつつあり、県産材を安定的に供給できる生産流通システムの構築が強く求められるところであり、その取組の核となるのは森林組合である。</p> <p>徐々に合併を進めながらも県内には現在10の森林組合があり、4つの森林整備事務所と支所がそれぞれ連携を取りながら生産コストの低減や生産性の向上、および人材育成に取り組んでいるが、今後さらに、集約化の推進、路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業経営体としての総合力を活かした持続可能で意欲的な森林経営をめざすためにも、森林組合のさらなる経営基盤の強化を重点にした指導に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(西部・南部森林整備事務所)</p> <p>県では、琵琶湖森林づくり基本計画の平成22年度から26年度までの戦略プロジェクトのテーマの1つに、「急がれる県産材の安定供給体制の整備」を挙げ、県産材の利用促進を重点課題として位置づけて取り組んでいます。</p> <p>特に、森林経営や木材生産については、その担い手としての森林組合の果たす役割は大きいことから、施業集約化の推進、路網の整備、高性能林業機械の導入、人材育成等に対する支援を行い、森林組合が共同で加工事業体に県産材を供給する集約販売システムの推進を指導しています。</p> <p>西部・南部地域では、切り捨て間伐から搬出利用間伐へと方針転換を図り、提案型集約化施業および路網の整備を積極的に推進しています。</p> <p>また、安定した森林経営に向けて、組合加入率の向上と、さらなる施業集約化および路網整備を推進し、木材需要に対して安定的に供給できる生産を行い、質および量に応じた販売先の確保や販売方法に対応できるよ</p>

う指導を行うとともに、人材育成等も積極的に進めます。

今後も、経営基盤の安定強化が着実に図られるよう、指導の徹底や体制の強化を図っていきます。

(甲賀森林整備事務所)

県では、琵琶湖森林づくり基本計画の平成22年度から26年度までの戦略プロジェクトのテーマの1つに、「急がれる県産材の安定供給体制の整備」を挙げ、県産材の利用促進を重点課題として位置づけて取り組んでいます。特に、森林経営や木材生産については、その担い手としての森林組合の果たす役割は大きいことから、施業集約化を推進するための各種支援を行い、森林組合が共同で加工事業体に県産材を供給する集約販売システムの推進を指導しています。そのため当管内では、路網整備のための森林組合職員や作業員への技術的指導、高性能林業機械の導入推進としてリース事業や現場条件に応じた林業機械の選定に役立つ検索カードの作成、人材育成では森林組合の若手職員を対象とした生産性の向上を目指した林業経営システム検討会を通じた指導等の支援を行っています。今後も、経営基盤の安定強化が着実に図られるよう、指導の徹底や体制の強化を進めていくこととしています。

(中部森林整備事務所)

滋賀県では、琵琶湖森林づくり基本計画の平成22年度から26年度までの戦略プロジェクトのテーマの1つに、「急がれる県産材の安定供給体制の整備」を挙げ、県産材の利用促進を重点課題として位置づけて取り組んでいます。特に、森林経営や木材生産については、その担い手としての森林組合の果たす役割は大きいことから、施業集約化の推進、路網の整備、高性能林業機械の導入、人材育成等に対する支援を行い、森林組合が共同で加工事業体に県産材を供給する集約販売システムの推進を指導しています。今後も、経営基盤の安定強化が着実に図られるよう、指導の徹底や体制の強化を進めていくこととしています。

中部森林整備事務所管内のうち、東近江地域の森林組合は執行体制や経営基盤等が不安定な状況にあります。しかし、森林組合は持続的な森林経営を担う事業体として、今後ますます重要性が増すことから、組織体制の強化と再編等をめざす「滋賀県森林組合改革プラン」への支援を行っていくこととしています。

(湖北森林整備事務所)

県では、琵琶湖森林づくり基本計画の平成22年度から26年度までの戦略プロジェクトのテーマの1つに、「急がれる県産材の安定供給体制の整備」を挙げ、県産材の利用促進を重点課題として位置づけて取り組んでいる。

特に、森林経営や木材生産については、その担い手としての森林組合の果たす役割は大きいことから、施業集約化の推進、路網の整備、高性能林業機械の導入、人材育成等に対する支援を行い、森林組合が共同で加工事業体に県産材を供給する集約販売システムの推進を指導している。今後も、経営基盤の安定強化が着実に図られるよう、指導の徹底や体制の強化を進めていくこととしている。

湖北では、所有規模の零細さや、木材価格の低迷により森林所有者の林業経営意欲が減退し、その結果、手入れ不足の森林が増加し、森林の公益的機能が低下する状況にあった。

湖北の2森林組合は、最近までその経営を治山事業等の事業収益に頼る体質にあったが、近年の公共工事の削減に伴い、木材販売をはじめ、組合本来の業務に取り組む方針に転換しつつあり、県内の他の森林組合に比べ、いち早く、施業集約化の必要性を認識し、低コスト作業路の作設に意欲的に取り組み、高性能林業機械の導入や、活用を図り、間伐材の生産流通や、収益性の向上に努めている。

森林組合が、利用間伐をはじめとする提案型施業に取り組むなど、本来の業務を優先することにより、経営基盤の強化が図られるよう、今後も普及職員を中心とした支援を行っていくこととした。

特に、この取り組みを担う森林組合の施業プランナーの育成および低コスト作業路作設技術の習得に重点を置き、さらなる指導および支援を行っていくこととした。

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
-----------	-----------

監査の意見
-------

(6) 公共工事の履行確保について

農業用水路工事において、工事施工業者の経営不振から施工の継続が困難となり、年度末において出来高約10%の現況で一旦工事を打ち切り、工事完了とさせた事例が見受けられた。

本来、業者側の事情で工事が継続できないことを見込んだ場合は、その時点で速やかに、工期内完了を最優先にした対応を取るといった判断が求められるところであり、今後取り組む公共工事については、今回の教訓を活かして、より適切な進行管理が図られるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(高島農業農村振興事務所)

複数の県顧問弁護士とも契約解除について数回の協議を重ねたが、結論として、当該工事における適用は非常に困難であり、契約解除に至ることができなかつたため、やむなく打ち切り完了とすることで、事態の打開を図ったものである。

今回の事例より、発注者からの契約解除条項の行使は、現実には非常に限られることが改めて明らかになったため、今後、同様の事態が発生した場合には、工期内完成を最優先にしながら、契約解除条項の適用はもちろんのこと、その他あらゆる可能性を排除しないで、幅広く選択肢を検討し、関係各方面と連携しながら着実な進行管理を実行していくこととしている。

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
-----------	-----------

監査の意見
-------

(7) 道路管理について

道路管理については、原則として、市町を超え広域にまたがる道路は県道として、市町の区域内で完結するものは市町道として管理されてきたところであるが、市町合併により、その定義と実際の区分けが合致しない状況があるものと思料される。この際改めて、その区分についての見直しを検討されたい。

また、道路における電線の地中化やバリアフリー化は、歩行者や障害のある人にとって安全で利用しやすい歩行空間となり、沿道景観は美しく向上し、台風や地震などの災害から人々を守ることなど幅広い効果をもたらすものである。これまでの「車のための道路づくり」から「人に優しい道路づくり」への転換に向けて、積極的な事業推進を図られたい。

また、県道には約7,000本の街路照明灯が設置されているが、その電気料金は年間2億円を上回る状況となっている。経費節減のみならずこれからの低炭素化社会づくりに向け、従来の水銀灯から省エネ型の街路灯への切替えを一層促進されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(大津土木事務所)

大津土木事務所が管理している道路延長は約204kmであります。その内、合併前の大津市、志賀町内において完結する延長は約68kmで、合併後の大津市内で完結する延長は1路線増えて約76kmとなっています。

現在、大津市より数路線の市道を県道に認定する要望が出されておりますが、県道認定にあたっては、道路法第7条の認定要件や道路機能等を踏まえ、県道と市道の相互移管となるように、市の関係部署と調整を図っていきます。

大津土木事務所における電線類の無電柱化事業は、現在、石山寺地区において実施中です。長きにわたり地元や占有者と計画調整を行い、平成19年度より事業化し、現在までにほぼ電線管を入れ終わったところです。今後、入線予定事業者の電線類地中化を経て、平成23年度末完成に向けて推進しているところです。次に、バリアフリー化については、大津市バリアフリー基本構想に基づき、2010年までに整備を推進する主要特定経路である大津停車場本宮線および大津草津線等の1.6kmについて整備を進めてきたところです。平成22年度に大津市が基本構想の見直しを実施しており、新たな基本構想に基づいて、今後ともバリアフリー化を推進していきます。

大津土木事務所の管理する道路照明灯は1,550基であり、このうち水銀灯は450基です。このうち60基については、平成21年度のグリーンニューディール基金を充当し省エネ型の球に交換しました。残る390基については、平成22年度において、きめ細やかな臨時交付金および道路補修費を充当し、本年度末の完了予定で交換工事を実施しています。

(南部土木事務所)

基本的には交通状況を踏まえ、それぞれの路線が持つ機能を明確にし、機能に応じた管理区分となるよう、市町など関係機関との調整を図りながら、道路課と連携をとって管理区分について検討を進めていきたい。

電線の地中化については、野洲停車場線(小篠原)が平成22年11月に電線共同溝整備道路の指定を受け、詳細設計業務に着手している。

また、バリアフリー化については、現在、既設の歩道のバリアフリー化工事を2路線で実施中であり、今後予定しているのが1路線、さらに2路線について詳細設計業務を実施している。

今後も、各市町が策定したバリアフリー化重点整備地区において、公共施設等への円滑な移動が可能となるよう、連携して整備を図っていきたい。



当事務所が管理する道路には、約900本の道路照明灯があるが、グリーンニューディール基金を活用して、平成21年度に93灯を省エネ型のランプに交換し、今年度は60灯を交換する予定である。またこの他に、別途補修費により今年度18灯を交換した。

なお、LEDランプへの交換は今のところ実施していないが、今後、経済性や省エネ機能等を勘案し、道路課と調整しながら検討していきたい

(甲賀土木事務所)

当所が管理している道路延長は約346kmである。市町の合併により湖南市(石部町、甲西町)、甲賀市(水口町、信楽町、甲南町、甲賀町、土山町)の2市となり、これに伴って同一市内で完結する県管理道路延長は約133kmとなっている。

今後は、交通状況を踏まえ、それぞれの路線が持っている機能(幹線道路など)を明確にし、機能に応じた管理区分となるように、市など関係機関との調整を図りながら、管理区分について検討を進めていきたい。

また、「人に優しい道路づくり」については、県道路行政の重要な課題であると認識している。バリアフリー施策については、各市が策定したバリアフリー重点整備地区において公共施設等へ円滑な移動が行えるよう連携して整備を行っている。

また、当土木事務所管内の県道には約850本の道路照明灯を設置し道路交通の安全を図っている。この内の約150本が効率の良くない水銀灯であるが、今年度末で53本を省エネ型ランプに交換できる予定である。今後も同様のランプ交換を進め、低酸素社会実現に向けての県の方針に沿って、公共施設からの二酸化炭素発生量抑制に努めたい。

(東近江土木事務所)

当管内においては、平成の大合併により、2市9町が2市2町に減少し、これに伴って、同一市町内で完結する県管理道路の総延長は約138kmとなりました。

今後は、全県的な取組みとなりますが、交通状況をふまえ、それぞれの路線がもっている機能(幹線道路など)を明確にし、機能に応じた管理区分となるように、市町との調整を図りながら、管理区分について検討を進めていきたいと考えています。

また、「人に優しい道路づくり」についても、県道路行政の重要な課題であると認識しております。バリアフリー施策については、各市町が策定したバリアフリー重点整備地区において、公共施設等へ円滑な移動が行えるよう連携して整備を行っています。

当管内では、平成20年から5か年を計画期間とした社会資本整備重点計画におけるバリアフリー新法に基づき、特定道路の整備を進めており、4.3kmの計画に対してこれまでに3.8kmが整備済みです。

また、道路照明灯につきましては、管内に約1,370本あり、これまでに125本を省エネ型ランプに更新しておりますが、今後も順次交換を実施する予定です。

(湖東土木事務所)

当所が平成の大合併前に管理していた道路延長は約306kmであり、その内、同一市町内において完結する県管理道路延長は約39kmでありました。平成の大合併により、旧湖東町と旧愛東町が東近江市に合併し東近江土木事務所所管となりましたことから、道路延長が243kmに減少しましたが、同一市町内で完結する県管理道路延長は約39kmと変化がありません。

今後は、交通状況を踏まえ、それぞれの路線が持っている機能(幹線道路など)を明確にし、機能に応じた管理区分となるように、市町など関係機関との調整を図りながら、管理区分について検討を進めていきたいと考えております。

「人に優しい道路づくり」について、湖東土木事務所管内では、重点整備地区のJR彦根駅周辺地区が、平成22年度末で2.8km完成し、また、JR南彦根駅周辺地区で1.8kmが既に完成しており、全体の整備率としては98%となっています。

街路照明灯について、湖東土木事務所管内では、平成22年度末までに、約350本の水銀灯のうち、連続照明のランプを中心に約150本を省エネ型のランプに交換することとしています。

今後も同様のランプ交換を進め、県の方針である低炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素発生量の抑制に努めます。

(長浜土木事務所)

長浜および木之本土木事務所が管理している道路延長は約497kmであり、そのうち同一市町内で完結する県管理道路は、平成11年当時33路線約121kmであったが、合併により、同一市内の県管理道路は57路線約324kmと

なっている。また、県道認定の要件である主要地や観光地等が変化していることや、市町道整備によって幹線道路の位置付けも以前とは大幅に変わってきている。

こうしたことから、県が管理すべき道路および市町が管理すべき道路を明確にしたうえで、相互移管が必要であると認識しており、そのためには市町と協議しながら県内の全道路を対象にその役割や機能から幹線道路網の見直し作業を進めていきたい。

当管内では、JR長浜駅および米原駅を中心とする「重点整備地区」において、関係機関が連携し、駅舎や道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進している。

県管理道路については、現在、長浜駅前の大津能登川長浜線において電線地中化と併せて歩道のバリアフリー化事業を行っているほか、米原駅前の彦根米原線においてバリアフリー化事業を推進している。

また、県では平成16年5月に「滋賀県歩道整備マニュアル」を制定し、重点整備地区の取り組みにとどまらず、県の道路整備にあたっては全ての人が安全で安心して利用できる「人に優しい道路整備」を目指しているところである。

道路照明灯について、当所では、約400灯ある水銀灯のうち約80灯について、平成22年度末までに省エネランプであるセラミックメタルハライド灯に交換済みであり、残りについては平成23年度以降に順次交換する予定である。

（木之本土木事務所）

県道と市町道の区分の見直しについては、市町との調整を踏まえた全県的な検討結果に基づき対応したい。

当事務所では、電線の地中化やバリアフリー化の事業箇所はないが、人に優しい道づくりを進めるために歩道整備事業の積極的な推進に努めている。

当事務所が管理する道路には、約300本の道路照明灯があり、うち40本が水銀灯であるが、省エネ型ランプへの切替については、グリーンニューディール基金を活用し、平成21年度に6本を交換し、平成22年度に残り34本の交換を行った。

（高島土木事務所）

当事務所が管理している道路の延長は約232kmであるが、そのうち、町村合併前の6町村当時、同一町村で完結している県管理道路は約49kmであった。現在では1市となったことにより、市内で完結する県管理道路は約122kmとなっている。

道路の管理区分については、こうした経緯および交通状況の変化を踏まえながら、道路法に定められた都道府県道の認定基準に基づき、市など関係機関との調整を図り検討を進めたい。

また、「人に優しい道路づくり」についても、県道路行政の重要な課題であるとの認識から、市が策定したバリアフリー重点整備地区においては、公共施設等への円滑な移動が行えるよう市と連携して整備を進めている。

当管内においては旧バリアフリー法に基づき、平成18年度から平成22年度までに特定経路の3.5kmの整備を進めており、本年度末で全て完了する見込みであるが、今後も必要な箇所については、人に優しい道路づくりに努めていきたい。

さらに、省エネ型の街路灯への切替えについては、当管内には約540本の道路照明灯が設置されており、このうち従来型の水銀灯532本は、グリーンニューディール基金等を活用し、今年度末までに全て省エネ型のランプに交換する予定である。

監査結果報告年月日	平成22年8月5日
監査の意見	<p>(8) 資材置場の管理について</p> <p>平成22年6月から7月にかけて、土木事務所が保管する鋼矢板の盗難事件が、3件続いて発生した。近年、鉄材を狙った全国各地での犯罪が様々に報道される中で今回の事件発生により、県に対する県民の不信を招いたことは誠に遺憾である。各土木事務所においては、県民の大切な財産を預かっているという責任ある立場の下で、その信頼回復に向けて、再度、保管状態を速やかに点検するとともに、保管方法等について再検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(大津土木事務所)</p> <p>大津土木事務所道路計画課で保管している資材は、フェンスで囲まれた資材置場や雪寒基地および旧道部と</p>

なった道路区域に保管し、資材管理綴りを作成してきました。今回の盗難事件発生後に、改めて資材点検を実施するとともに、囲いの無い場所での保管についてはコンクリート製品に限定し、鋼材類は囲いのある資材置場へ移動する措置をとりました。

今後は、引き続き、定期的に資材確認を実施するとともに、普段の道路パトロールに際しても資材置場に異常がないか注意を払うなど善良な管理に努めます。

また、河川砂防課で保管している資材では、以前からある工用資材保管台帳により、再度、各保管場所の点検を行い、所在場所、資材種類等を確認しました。

保管場所については、進入口に施錠を施し、そうでない箇所については、コンクリート資材にするなどの対策を講じました。資材置き場の近くに出向いた時は、点検することとしています。

(南部土木事務所)

工用資材の保管・管理については、盗難事件報道後、直ちに資材置き場への侵入を防止する柵の設置を行うとともに、その保管状況については毎日の確認作業を行ってきた。

しかしながら、その資材置き場は国道1号に近接しており、鋼材の確認が容易に目視でき、盗難の可能性が高いことから、その後、より安全な別のヤード(守山市)に資材を搬入移転し、工用資材保管台帳により引き続き厳重に管理するとともに、定期的に点検を行っている。

(甲賀土木事務所)

甲賀土木事務所では、資材置き場として4箇所保持している。

保管方法については、フェンス囲いと出入り口扉に鍵を設置している。

また、工用資材保管台帳により管理するとともに、それぞれの資材置場は、毎月1回点検パトロールを行うとともに、さらに日常の現場等へ出張時にも資材置き場に立ち寄り保管状況の確認を行い管理に努めている。

(東近江土木事務所)

工用資材置場の保管状況につきましては、監査後直ちに管内6箇所について保管状況の点検を実施し、フェンスや門扉の有無、施錠の有無について調査しました。

6箇所のうち4箇所は施錠できる状況にあり、うち3箇所については、フェンス等の施設で囲まれていることを確認しました。

保管方法については、原則として、施錠されている水防倉庫や資材置場を中心におこなうこととしますが、フェンス等が無くやむを得ず施錠できない箇所につきましては、外部から目の届きにくい敷地奥にて資材を保管することとしました。

今後は、保管している工用資材の点検を定期的に行うとともに、その都度、工用資材保管台帳の更新を行い十分な管理に努めます。さらに、工用資材置場の近くの現場へ行く場合には、資材置場に立ち寄り、施錠や保管状況を確認し厳重な管理に努めていきます。

(湖東土木事務所)

盗難直後の6月に、盗難防止対策として、侵入口となった正面入口の壊された車止め鍵を修理し、より強固に施錠を行うとともに、当該入口を入った所に根固ブロック3個を配置し、車両での侵入ができないようにしました。さらに、鋼矢板を隣接道路から遠く離れた場所に移動させるなどの措置を講じました。

また、日常管理については、現場確認による月2回以上の定期点検を行うほか、職員が近くを通りかかるときに、立ち寄り点検を行うなどの対応を徹底しています。

今後このような事件が発生しないよう万全を期します。

(長浜土木事務所)

平成22年6月21日に工用資材(鋼矢板)の盗難を確認した後、直ちに他の資材置場についても保管状態を点検するとともに、『工用資材保管台帳』を整備し、総合事務支援システムの特定ライブラリに登録した。

また、長浜市から、周囲にフェンスを張って機械警備をしている旧長浜市民会館敷地の一部を借用し、優先順位の高いものからここに移動させた。

なお、工事の設計施工にあたって、できる限り早期に保管資材を使用するよう努めている。

(木之本土木事務所)

当事務所では、4箇所の資材置場があったが、盗難事件後、鋼材を奥琵琶湖パークウェイ(4月~11月は夜間通行止め、12月~3月までは全面通行止めによりほとんど侵入出来ない)の中にある資材置場に移し、さらに車止めや土砂等で侵入防止措置を行い保管している。なお、4月~11月は、週2回のパトロールにおいて点検確認している。

(高島土木事務所)

当事務所の鋼矢板等の大型資材の管理については、資材置き場の周囲をフェンスで囲うとともに門扉を南京錠で施錠し、関係者以外の進入を防止していたが、南京錠を壊され保管中の鋼矢板の盗難にあったものである。

再発防止策として、壊された南京錠をより頑丈なものに取り替えるとともに、フェンスに絡み付いている蔓草の除去を行い外部からフェンス内の視認性の向上を図った。

また、県道のパトロール等の際に定期的な点検を行うとともに、担当職員が、現場監督用務等により出張した際にも立ち寄るなど、事務所をあげて再発防止に努めている。